〇木島平村自然保護条例
平成２年３月16日条例第７号
木島平村自然保護条例

目次
第１章　総則（第１条～第６条）
第２章　審議会（第７条～第13条）
第３章　開発行為の許可等（第14条～第20条）
第４章　その他の行為（第21条～第23条）
第５章　措置命令等（第24条～第26条）
第６章　雑則（第27条～第29条）
第７章　罰則（第30条・第31条）
附則

第１章　総則
（目的）
第１条　この条例は、村の優れた自然を永く後世に伝えるとともに、住民の健康で快適な生活環境を確保するため、自然環境の保全に関する必要な事項を定め、もって住みよい郷土の実現に資することを目的とする。
（用語の意義）
第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
（１）　自然休養地　特に自然環境の保全が必要な地域で、別表第１に定める区域とする。ただし、別表第１に定める区域のうち別表第２に定める区域において、村長が別に定める建築物及び工作物の用地とする場合は、次号の区域とみなす。
（２）　宅地等開発地　木島平村の区域のうち前号に規定する区域を除いた区域
（３）　自然休養地開発　自然休養地で行う300平方メートル以上（道路等長狭物にあっては、その長さが50メートル以上）の土地の形質変更、1,000平方メートル以上の立木の伐採（林業経営のための伐採を除く。）、延べ面積50平方メートル（増改築にあっては、10平方メートル）を超え又は高さ９メートルを超える建築物の建築及び工作物の設置並びに当該建築物及び工作物の用途の変更、揚水設備（動力を用いて地下水を採取するための設備をいう。）の設置、太陽光等自然エネルギー発電設備（土地に自立して設置するものに限る。）の設置、改修又は増設は、高さ５メートル又は面積20平方メートルを超えるもの
（４）　宅地等開発　宅地等開発地で行う1,000平方メートル以上（道路等長狭物にあっては、その長さが100メートル以上）の土地の形質変更（農地開発、土地改良等の事業及び自らの居住の用に供するための宅地造成を除く。）、延べ面積500平方メートルを超え又は高さ15メートルを超える建築物の建築及び工作物の設置（村長が別に定める建築物及び工作物を除く。）並びに当該建築物及び工作物の用途の変更、太陽光等自然エネルギー発電設備（土地に自立して設置するものに限る。）の設置、改修又は増設は、高さ５メートル又は面積500平方メートルを超えるもの
（５）　開発行為　前２号に規定する開発の行為
（６）　事業者　前号に規定する開発を行う者（国又は地方公共団体を除く。）
（７）　太陽光等自然エネルギー発電設備（以下「発電設備」という。）　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第２条第３項に規定する設備（送電に係る鉄柱などを除く。）
（８）　自治会　その地域に事業区域を含む地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の２に規定する地縁による団体その他これに類する団体
（９）　近隣関係者　事業区域からおおむね100ｍ以内の土地又は建築物を所有する者
（適用除外）
第３条　国又は地方公共団体が行う開発行為については、この条例は適用しない。
２　法人税法（昭和40年法律第34号）第２条第５号に規定する公共法人（地方公共団体を除く。）が事業者である場合、開発行為が長野県自然環境保全条例（昭和46年長野県条例第35号）の適用を受ける場合及び非常災害のために必要な応急処置として行う場合は、第17条第１項、第19条、第20条及び第23条第１項に規定する許可又は届出を要しない。ただし、この場合（非常災害の場合を除く。）においても事業者は、当該開発行為の着手前に村長に通知しなければならない。
３　発電設備の設置等を行う開発行為のうち、建築物の屋根又は屋上に設置する事業者
（村長の責務）
第４条　村長は、第１条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について必要な施策を講ずるものとする。
（１）　自然保護（自然環境の保全を含む。以下同じ。）に関する知識の普及及び思想の高揚に関する事項
（２）　自然保護及び利用に対する施設の整備又は調査、研究並びに調整
（３）　自然保護に関する村民の自主的活動の助長
（４）　その他自然保護に関する必要な事項
（村民の責務）
第５条　村民（滞在者を含む。）は、自ら自然保護に努めるとともに、村が実施する自然保護に関する施策に協

力しなければならない。
（事業者の責務）
第６条　事業者は、開発行為及びその事業活動によって自然を侵害しないよう、村が実施する施策を遵守するとともに、その責任と負担により必要な措置を講じ、村が行う施策に協力しなければならない。
第２章　審議会
（審議会の設置）
第７条　自然保護に関する重要事項を調査審議するため、木島平村自然保護審議会（以下「審議会」という。）を設置する。
（任務）
第８条　審議会は、自然保護に関する重要事項について、村長の諮問に応じて調査審議するものとする。
（組織）
第９条　審議会は、委員15人以内で組織する。
２　委員は、次に掲げる者のうちから村長が委嘱する。
（１）　村議会議員　５人以内
（２）　知識経験者　10人以内
（任期）
第10条　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
（会長及び副会長）
第11条　審議会に、会長及び副会長各１名を置き、委員が互選する。
２　会長は、審議会を代表し会務を総理する。
３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
（会議）
第12条　会議は、会長が招集し、議長となる。
２　会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
３　会議の議事は、出席委員の過半数により決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
（庶務）
第13条　審議会の庶務は、建設課で行う。
第３章　開発行為の許可等
（開発の基本）
第14条　事業者は、開発行為による土地の形質変更等自然の改変を、最小限にとどめるなど自然保護に努め、開発に起因する災害を未然に防止し、村民の健全な生活環境を確保しなければならない。
（開発行為の事前協議）
第15条　開発行為のうち、3,000平方メートル以上の１団の土地の形質変更及び揚水設備の設置をしようとする者は、村長と事前に協議しなければならない。
（承認）
第16条　村長は、前条の規定による事前協議があったときは、当該開発行為が適当と認められる場合は承認するものとする。
２　前条及び前項の規定は、事前協議の変更について準用する。
（許可申請）
第17条　事業者は、村長に申請して開発行為の許可を受けなければならない。
２　前項の規定にかかわらず、第15条の規定による事前協議を要する事業者は、前条の規定による承認を受けた後でなければ申請することができない。
（許可の基準）
第18条　村長は、前条の規定による許可の申請があったときは、当該開発行為が次の各号に掲げる事項のすべてに適合している場合には、許可するものとする。
（１）　自然環境の保全に支障がないこと。
（２）　防災上適正な措置が講じられていること。
（３）　該当自治会及び近隣関係者の同意が得られていること（発電設備の設置等の開発行為に限る。）。
（４）　その他村長が別に定める基準に適合していること。
２　前条の許可には、自然保護のために必要な条件を附することができる。
（届出）
第19条　前条の規定による許可を受けた者は、次の各号に掲げる場合には、村長に届出なければならない。
（１）　工事の着手又は完了したとき。
（２）　工事を中止しようとするとき。
（変更の許可）
第20条　第18条の規定による許可を受けた者が、当該許可を受けた計画を変更しようとするときは、村長の許可を受けなければならない。この場合において、第17条から前条までの規定を準用する。
第４章　その他の行為
（その他の行為の基本）
第21条　何人も、自然休養地の区域内において自然環境を乱し、景観を害する行為をしてはならない。
（廃棄物等）

第22条　自然休養地内においてみだりに廃棄物及び使用済自動車等（以下「廃棄物等」という。）を集積、保管又は放置してはならない。ただし、やむを得ず集積又は保管しなければならない場合は、周囲に生け垣を設置し、周囲と遮へいしなければならない。
（届出）
第23条　前条ただし書の規定により、やむを得ず廃棄物等を集積又は保管しようとする者は、当該行為の20日前までに村長に届出なければならない。
２　村長は、前項に規定する届出があった場合において、第21条の規定に関し、必要があると認めるときは、当該行為の着手を延期させることができる。
第５章　措置命令等
（立ち入り調査）
第24条　村長は、この条例の施行に関し、実地調査の必要がある場合には、職員を開発行為の土地に立ち入らせ、当該土地における開発行為を調査させることができる。
２　村長は、その職員に前項の規定による行為をさせようとするときは、あらかじめ事業者にその旨を通知しなければならない。
３　第１項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときはこれを提示しなければならない。
（勧告）
第25条　村長は、第３章の規定に違反し、又は自然環境を破壊する行為及びその恐れのある行為をし、若しくはしようとする者には厳重注意をするとともに、当該行為及び計画を直ちに中止するよう勧告し、又は相当の期限を定めて原状回復等の必要な措置を講ずるよう勧告しなければならない。
（命令）
第26条　村長は、前条の規定による勧告に従わない者及び次の各号の一に該当する者に対して、その行為の中止を命じ、又は相当の期限を定めて原状回復を命じ、若しくは原状回復が困難な場合には、これに代わるべき措置を講ずるべき旨を命令することができる。
（１）　第17条第１項の規定に違反した者
（２）　第18条第２項に規定する条件に違反した者
（３）　第20条の規定に違反した者
第６章　雑則
（苦情及び紛争の処理）
第27条　開発行為に関する苦情及び紛争の当事者は、村長に対して苦情及び紛争処理の斡旋又は調停を申し立てることができる。
２　村長は、前項による申立てがあったときは、速やかに実情を調査し、適切な処理に努めるものとする。
（借地による開発行為）
第28条　借地において行う開発行為の家屋又は構築物の敷地は、当該敷地の借地権が消滅しても当該家屋又は構築物が現存する限りその敷地とみなし、別の開発行為は行うことができない。
（委任）
第29条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める。
第７章　罰則
（罰則）
第30条　第26条に規定する命令に違反した者は、10万円以下の罰金に処する。
２　次の各号の一に該当する者は、５万円以下の罰金に処する。
（１）　第17条第１項に規定する許可を得ずに開発行為をした者
（２）　第20条に規定する変更の許可を得ずに変更に係る開発行為をした者
（３）　偽りその他不正の手段により第17条第１項又は第20条の許可を受けた者
３　次の各号の一に該当するときは、３万円以下の罰金に処する。
（１）　第19条又は第23条第１項に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者
（２）　第24条第１項に規定する立ち入り調査を拒み、妨げ又は忌避した者
（両罰規定）
第31条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関して、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金を科する。
附則
（施行期日）
１　この条例は、平成２年７月１日から施行する。
（経過措置）
２　この条例施行の際、既に完了し又は着手（建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく、確認申請等法律行為が行われたものを含む。）した開発行為、土地の分譲を目的として行う造成工事のための土地（以下「分譲地」という。）を取得し、土地の所有権移転登記を完了したもの（当該分譲地を取得して行う開発行為を除く。）の開発行為及び借地において行う開発行為（既に貸借契約を締結した者が行うものに限る。）については、この条例は適用しない。ただし、この条例の施行日から起算して２年を経過した日において現に工事に着手しなかったときは、この限りでない。
３　前項に規定する借地において行う開発行為のうち、建築物又は工作物の敷地は、当該敷地の借地権が消滅し

ても当該建築物又は工作物が現存する限りその敷地とみなし、別の開発行為は行うことができない。
４　第２項の規定にかかわらず、この条例の施行の際、現に工事に着手しない事業者は、この条例施行日後30日までに、村長に届出なければならない。
５　前項に規定する届出をしない開発行為については、第２項の規定は適用しない。
附則（平成２年７月９日条例第14号）
この条例は、公布の日から施行し、平成２年７月１日から適用する。
附則（平成３年８月15日条例第６号）
この条例は、公布の日から施行する。
附則（平成５年12月20日条例第34号）
この条例は、公布の日から施行し、平成５年４月１日から適用する。
附則（平成25年３月18日条例第11号）
この条例は、平成25年４月１日から施行する。
附則（平成25年９月17日条例第29号）
この条例は、平成25年10月１日から施行する。
附則（平成29年９月19日条例第17号）
この条例は、公布の日から施行する。
附則（平成31年３月18日条例第３号）
この条例は、平成31年４月１日から施行する。